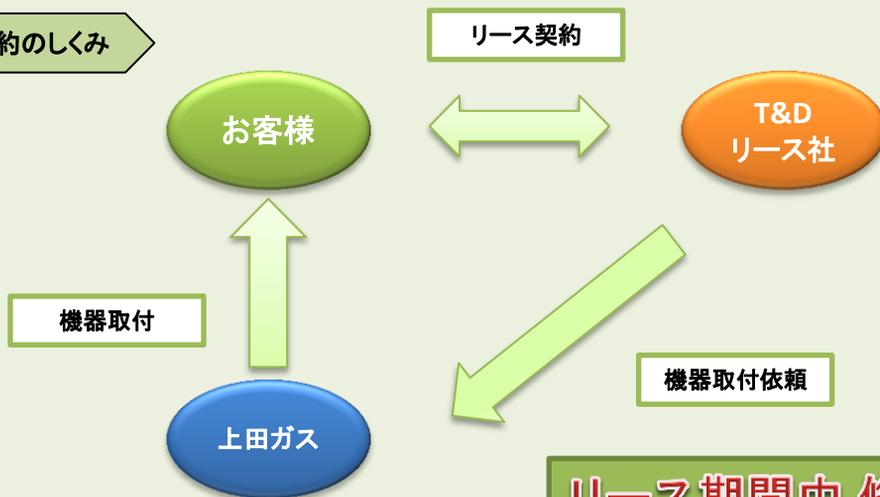


## リース契約のしくみ



**リース期間中 修理費無料!**

## ご契約者に関する事項

年齢： 20歳以上70歳以下の方(リース満了時75歳未満)  
職業： 有職者。勤続1年以上、年収300万円以上(学生・無職の方は対象外)  
年金受給者： 無職でも年金及びその他の収入合計が300万円以上を有する場合で他の条件を満たしていれば対象です。  
お住まい： 持ち家の方(原則世帯主)家族所有・アパート・マンション所有者も可。  
連帯保証人： 原則不要です。金額等により依頼する場合があります。

## リースに関する事項

リース期間中の物件の所有権： リース会社です。(転売・又貸しはできません。)  
リース期間終了後： 物件(機器)を継続してご使用される場合は再リースでご使用頂けます。  
中途解約： 原則不可。但し、リース会社と合意の上で、残リース料のお支払い頂くことにより対応可能。  
通知事項： 住所変更、設置場所変更のとき。  
リース料のお支払い： リース開始日の翌月27日から、口座振替でお支払い頂きます。

## ご契約期間や解約に関する事項

- \* 契約中の機種変更はできません。
- \* リース契約が終了し、撤去を希望される場合は当社が別途定める撤去費を申し受けます。  
なお、新たなガス機器を設置される場合には撤去費は申し受けません。

## その他ご契約に関する事項

- \* リース物件は、当社もしくは当社が指定する工事会社以外の者による取り外し、改造などの原状変更はできません。
- \* リース物件の移設(取付場所の変更)を希望される方は、事前に当社へ申し出て頂きます。
- \* 相続等により名義変更をされる場合は、当社へ届け出て頂くとともに、リース契約における全ての権利、義務を継承して頂きます。
- \* 当社はリース期間中、お客様の責めによらない事由によるリース物件の動作不良に対する一般修理を当社の負担で行います。
- \* お客様の故意、過失(使用方法の誤りを含みます。)に起因する修理費用および清掃費等はおお客様の負担で行います。
- \* 温泉水、地下水、井戸水等をガス給湯器等に使用される場合で、水質が原因で機器が故障したときの修理費用はおお客様の負担となります。

上田ガス株式会社 営業部

上田市天神4-29-3

TEL0268-22-0454